

障害者意思疎通を促進

手話や点字 明石市が条例制定へ

明石市の泉房穂市長は17日の記者会見で、手話言語など障害者のコミュニケーション促進を図る条例を制定する考えを明らかにした。来年3月の議会に提案し、4月の制定を目指すという。

同市は、障害を理由とした差別の解消を目指して国が成立させた

障害者差別解消法が2016年4月に施行されるの前に、障害者

の職員採用や、差別化やひらがな表記による障害者への配慮も明記する。

8月に市内障害者団体や事業者、ボランティア、学識経験者らに組みの方針、市・市民

のための幅広い手段確実を想定した条例整備も検討しており、障害者

差別改正法施行に合わせて16年4月の制定を

事業者の責務などを示す。手話通訳・点訳

者の養成や普及、ひらがな表記による障害者への配慮も明記する。

8月に市内障害者団体や事業者、ボランティア、学識経験者らに組みの方針、市・市民のための幅広い手段確実を想定した条例整備も検討しており、障害者差別改正法施行に合わせて16年4月の制定を

目指す。【駒崎秀樹】

いる。国が改正した障害者基本法では、手話を言語と規定しており、鳥取県や三重県松阪市など5自治体が「手話言語条例」を制定

している。明石市の条例は手話だけでなく、点字やひらがな表記なども取り入れる方針を記し、

事業者の責務などを示す。手話通訳・点訳

のための幅広い手段確実を想定した条例整備も検討しており、障害者

差別改正法施行に合わせて16年4月の制定を

目指す。【駒崎秀樹】